令和７年度「人権教育研究推進事業」研究指定校事業

都道府県・指定都市名（　三重県　）

１．基本情報

研究指定校名	紀北町立紀北中学校

○これまでの研究指定等の状況

令和６年度「人権教育研究推進事業」研究指定校

○学級数

６学級（うち特別支援学級：１学級）

○児童生徒数

102 人（令和８年１月１日現在）

○URL

２．調査研究のテーマ、概要、指定理由

調査研究のテーマ	部落問題をはじめとする人権問題を自己の課題とし、なかまと共に主体的に解決しようとする生徒の育成～レジリエンスを育む人権教育の創造～

○調査研究のテーマを設定した目的

本県は、県人権教育基本方針に基づき、子どもたちが自他の価値を認め、人権が尊重される社会をつくる主体者となれるよう、「人権感覚あふれる学校づくり」と「人権尊重の地域づくり」を具体的な推進方策として取組を進めている。「人権感覚あふれる学校づくり」は「教育的に不利な環境のもとにある子どもの学力を向上させることで、すべての子どもの学力・進路を保障する取組の充実を図り、子どもの現在や将来が経済的・社会的な事情に左右されない学校づくり・環境づくりを進めること」「子どもや家庭・地域社会の実態を的確かつ総合的にとらえ、差別を解消するうえでの課題を明らかにすること」「子どもを主体とする人権教育の充実に努めるとともに、地域ぐるみの推進体制のもと、総合的・系統的に人権教育を推進すること」を取組の観点としている。

近年、特別な支援が必要な児童生徒や不登校の状況にある児童生徒、外国につながる児童生徒など、様々な支援を必要とする子どもたちの数が増加しているとともに、貧困、児童虐待、ヤングケアラーなど、子どもたちの抱える困難は多様化・複雑化している。また、部落問題や障がい者の人権、外国人の人権等に関わって、身近なところからだけでなく、インターネットや SNS などオンライン上で知り得た偏見や差別的な情報をもとにした差別事象が今なお複数発生している。このような状況の中、令和４年５月 19 日には、県人権条例の全部改正が行われ、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」が施行となった。この条例では、第 19 条で「学校教育等を通じ」「人権教育を積極的に行う」ことが定められており、様々な人権問題の解決に向け、人権教育の果たすべき役割の重要性がさらに増している。

本事業では、指定する学校における取組がより効果的に行われるよう、子どもの実態や発達段階に応じた人権教育カリキュラムに基づく取組が、自他の人権を守るための実践行動につながる「つけたい力」を明確にしたものかを検証し、その改善を行うとともに、学校・家庭・地域が連携して行う活動の充実を図る。また、「人権教育・啓発に関する基本計画」及び県人権教育基本方針が示す個別的な人権問題に関する実践研究を行う。そして、研究校の主体性を重視しながら、県教育委員会が市町教育委員会と協働して積極的に指導助言に関わることによって、得られた研究の成果を県下に普及し、本県の人権教育を一層発展・深化させる。

本校が、令和６年度に「人権教育研究指定校事業」を活用して実施した各種教職員研修や交流、授業実践等により、設定した研究テーマに迫る豊かな出会いと気づきを教職員も子どもも得ることができた。また、「人権感覚あふれる学校づくり」を推進していく上で、解決すべき重要な課題についても、部分的ではあるがより良いかたちで整理を進めることができたと考える。

令和６年 12 月に実施した校内の「教職員アンケート」は、次のような結果であった。「様々な研修会を通じて人権教育に関する主体性や実践力が高まったか」を問う設問で肯定的な回答をした教職員の割合は 83%、「人権問題に対する意識が高まったか」については 92%、「今年度の取組を通して、教育的に不利な環境のもとにある子どもを中心とした取組が重要であると感じたか」については 75%であった。

多彩な講師によるアプローチや紀北中学校区人権教育カリキュラム（＊小中９年間）に基づく授業づくりに向けた研修（指導案検討）、公開した研究授業後の意見交流、後述する生徒の変容等を通じて、多くの教職員が成果を実感することにつながった。

一方、生徒については、表面的には明るく穏やかで人懐っこい子どもたちが多いが、社会情勢や経済的な問題等に影響を受けている家庭での生活を背景として、生きづらさを抱えざるを得ない一部の子どもを取り巻く状況に好転の兆しは見えていない。さらに昨今の物価高騰は、家庭の生活を圧迫し、教育的に不利な環境のもとにある子どもたちに一層暗い影を落とすことにつながることが懸念されるところである。

生徒が、自分のくらしや置かれた状況、生きづらさ等と向き合い、それを整理したりなかまに発信したりすることを通して、自分らしく社会を生き抜いていくたくましさやしなやかさを培っていくことの必要性は、より高まっていると考える。変化が激しく、先行き不透明と言われる時代を生きる生徒が、学校生活や友人関係などで、つまずきや失敗、思うようにいかない状況をしなやかに受け止めて適応し、立ち直り、回復する力（レジリエンス）を高めることを目的として取り入れてきたグループワークや自力ノート（＊生徒一人ひとりが自己の内面を深く見つめて綴り、その思いを語っていける力を育む言語活動をねらいとして、自主学習ノート〔自力ノート〕に日記

を書く）の取組には、課題が残されたものの日常的な活動として定着しつつある。
本校においては、人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状、国内外の法令や条約等を題材とした人権学習を進める機会が少なく、知識的側面へのアプローチが不十分となっていたこと等が部落問題学習推進上の課題であったことを振り返り、令和６年度は、「部落問題をはじめとする人権問題を自己の課題とし、なかまと共に主体的に解決しようとする生徒の育成～レジリエンスを育む人権教育の創造～」を調査研究のテーマに設定して取組に注力した。人権学習については、紀北中学校区人権教育カリキュラムを基盤としながら、すべての学年において、生徒の発達段階に応じた部落問題学習が実施できるよう内容を検討・準備し、それぞれ一定時間数のプログラムを組んで、校内及び中学校区内の小中学校にも公開していくといった取組等を進めた。効果を検証するために実施した２回の「人権アンケート」からは、次のような成果が見られた。
まず、「人権問題は自分たちの生活に関係する問題であるか」や「人権問題を解決するために、何かできることをしたいか」を問う設問において、肯定的な回答をした生徒の割合は、それぞれ（前期：96%⇒後期：98%　＊全校生徒）、（91%⇒94%　＊全校生徒）であった。比較的高い数値で推移している過去数年の様子と同じ傾向の結果が得られた。
続いて、「個別的な人権問題の解決には自分も関わりがあると思うか」を問う設問について、前期「人権アンケート」の肯定的な回答を見てみると、障がい者、外国人、子ども、女性の人権問題では、１年生は 50%～60%、２年生は 50%強～60%強、３年生は 70%～80%強の割合であった。それに対して、部落問題では、１年生が 21%（＊わからない：58%）、２年生は 46%（＊わからない：37%）、３年生は 79%（＊わからない：５%）であり、学年が下がるほど部落問題とその他の人権問題との間に顕著な差が見られた。しかし、同じ設問について、取組後である後期「人権アンケート」の肯定的な回答を見ていくと、障がい者、外国人、子ども、女性の人権問題では、１年生が 70%～80%、２年生は 70%～80%、３年生は 80%強～90%強であるのに対し、部落問題では１年生 50%（＊わからない：29%）、２年生 73%（＊わからない：21%）、３年生 82%（＊わからない：２%）となった。学年が上がるにつれて部落問題とその他の人権問題との間には明らかな差がなくなり、学年が上がるほど子どもたちの意識の変容が大きく表れたことから、取組について一定の効果を確認することができた。しかし、「人権問題を解決するために、自分に何ができるかわかっているか」を問う設問においては、１年生（前期：63%⇒後期：69%）、２年生（75%⇒77%）、３年生（64%⇒70%）と、取組前後の変容は、ごくわずかにとどまっていた。個別的な人権問題にはそれぞれに特徴があり、解決への道筋についても、多彩な視点を取り入れたり新たな価値観を導入したりして取り組んでいかなければならないと考える。特に、部落問題は、「部落差別の解消の推進に関する法律」にも示されているように実態が見えにくくなっているが、インターネット上には誤った情報やフェイクニュースがあふれている。そして、それは子どもたちにも簡単にアクセスできる状況がある。子どもたちが誤った情報を鵜呑みにして、間違った認識や価値観を身に付けてしまわないよう、歴史や法令を正しく理解し、差別とたたかう人たちの生き様や運動から豊かに学ぶことのできる取組を充実させ、差別をなくすために自分にできることをより深く考えさせていきたいと考えた。
本校において、人権教育推進上の課題をより良く整理し、効果的な学習内容や手法等を確立することをめざして取り組んだ令和６年度「人権教育研究指定校事業」では、校区内の小中学校４校が集い協議を重ねながらつくり上げてきた紀北中学校区人権

教育カリキュラムの内容を具体的に見直すことができ、子どもたちの実態へさらに一歩近づけることができたこと等、数多くの成果を得ることができた。ただ、レジリエンスを高める人権学習の構築や教職員の資質向上に関わる取組等において、課題として持ち越されたテーマも存在していることから、「部落問題をはじめとする人権問題を自己の問題とし、なかまと共に主体的に解決しようとする生徒の育成～レジリエンスを育む人権教育の創造～」をテーマとして再設定し、調査研究を進めた。

〇調査研究の概要

すべての子どもたちが、自分のくらしや置かれた状況、生きづらさ等と向き合い、それを整理したりなかまに発信したりすることを通して、自分らしく社会を生き抜いていくたくましさやしたたかさを培っていくレジリエンスを育む教育を推進した。また、生徒が身近な人々と豊かに結びつく取組（なかまづくり）を充実させ、人権教育の土台とした。そして、教育的に不利な環境のもとにある子どもに焦点をあて、部落問題を中心にすえた人権学習の取組等を検証して、人権教育カリキュラムの点検・再整備を図ることとした。

〇指定理由

本町では、令和４年度に発達段階を踏まえた系統的な人権教育を推進するために、４つの中学校区ごとに９年間の人権教育カリキュラムを作成し、その実践の評価検証に取り組んできた。そのような中、令和５年度に町内の小中学校で差別事象が６件発生した。そのうちの２件が当該校であり、障がい者の人権に関わる差別事象が発生した。その言葉で傷つく人がいることに気付いておらず、人権問題を自分事としてとらえることができていないことが課題であった。家庭で家族が差別用語を使っていることも、差別事象からみえてきたことであり、今後も継続して、教職員研修、児童生徒への指導、保護者・地域への啓発、地域との連携協働を推進することで、人権感覚を高めるための取組を進めていく必要があった。

当該校は、本町で最も規模の大きい学校であり、さまざまな生活背景を抱えさせられている子どもがおり、町内の学校教育の核となる役割を担っている。そのことから、令和５年度はレジリエンスを育む教育を取り入れ、困難に立ち向かい適応する能力の育成を図った。令和６年度は「人権教育研究指定校事業」を受け、研究を進めた。大阪教育大学名誉教授の森実さんによる講演会、中学校区の教職員を対象とした公開授業研究会などを行った。公開授業研究会に向け、教育的に不利な環境のもとにある子どものとらえを研修会で確認したり、レポート交流や学年部ごとの指導案検討をしたりする中で、人権教育についての教職員の意識が高まってきた。引き続き今年度も当該校を指定することで、さらなる効果をあげていきたいと考えた。

学校・地域の状況をふまえ、「レジリエンスを育む人権教育の実践」を通して、部落問題をはじめとする個別的な人権問題の解決に向けた人権教育の研究を推進し、その研究成果を、本町全体の小中学校に広げていきたいと考えた。自他を尊重する豊かな感性を育み、いじめや差別、偏見を見逃さず、許さない児童生徒を町全体で育成していくため、当該校を指定した。

３．取り組んだ人権課題

※　該当するものに〇印。複数選択可。うち、最も主要な人権課題１つに◎印。
※　下線部は、令和７年度事業における重点課題。

① 子供	〇
② 女性	〇
③ 高齢者	〇
④ 障害者	〇
⑤ 同和問題	◎
⑥ アイヌの人々	〇
⑦ 外国人	〇
⑧−１ HIV 感染者等	〇
⑧−２ ハンセン病患者等	〇
⑨ 刑を終えて出所した人	〇
⑩ 犯罪被害者等	〇
⑪ インターネットによる人権侵害	〇
⑫ 北朝鮮当局による拉致問題等	〇
⑬ 性的指向、性自認	〇
⑭ その他（　災害と人権　）	〇

４．調査研究の内容等

〇調査研究の内容

①　「一人ひとりの存在や思いが大切にされる『人権感覚あふれる学校づくり』」（人権教育研究指定校事業）

ア　日常的な「なかまづくり」の取組の充実

本校の生徒の中には、自分に自信が持てず、自分や他者を大切に思うことができない生徒がいる。また、気持ちをコントロールすることが苦手で、場面によってはため込んでいた感情を爆発させてしまう生徒、対人関係や集団生活に困難があり教室に入りにくい生徒、物事を最後までやりきることができない生徒などがいる。このような学校で見せる生徒の様子は、それぞれの生活と深く結びついている。不安や悩み、生きづらさを抱えている子どもたちには、自分を受け止めてくれたり、認めてくれたり、信頼し一緒になって活動できたりするなかまの存在が必要である。

令和６年 12 月（取組後）実施の「人権アンケート」でも、10%の生徒が、生活の中にある不安や悩みといった困りごとを一緒に考えてくれる友だちはいないと

感じていることがわかった。教育活動全体を通じて、子ども一人ひとりが、不安や悩み、生きづらさ等を出し合い、支え合い高め合える集団の育成をめざし、子どもが学校で見せる言動だけではなく、生活背景から人権課題を明らかにし、取組がその解決にどうつながったのか検証を行いながら取組を進めた。

イ　個別的な人権問題を解決するための学習（人権学習）の充実

「人権アンケート」では、90%以上の生徒が、人権問題は自分たちの生活に関係する問題であり、人権問題解決のためにできることをしたいと考えている。しかし、具体的に個別的な人権問題について、その解決に自分も関わりがあるかを尋ねる設問では、それぞれ 20%前後の生徒から「わからない」という回答が見られた。部落問題については、令和５年度の課題を踏まえて取組に注力したことで改善は図られたものの、１年生では 30%近い生徒から「わからない」という回答があった。そこで、部落問題をはじめ、令和５年度差別発言があった障がい者の人権に係る問題や、外国につながる生徒の増加を踏まえた外国人の人権に係る問題を引き続き中核にすえ、人権教育カリキュラムに沿った人権学習の充実を図った。

ウ　人権教育カリキュラムの点検・再整備

本校と３つの小学校で構成される紀北中学校区では、令和４年度に各校の代表者が協議・検討を重ねて小中学校９年間を見通した人権教育カリキュラムを作成した。令和５年度は、そのカリキュラムを活用して取組をスタートさせた。昨年度その実践を振り返り、効果を検証しながら課題を明らかにして、中学校区内の小中連携により人権教育カリキュラムを具体的に見直した。教育的に不利な環境のもとにある子どもにどのような力をつけていくのか、どのような手法が効果的かといったことを明らかにしながら、校区における系統的な取組を再構築してきた。

さらに、本校に在籍する教育的に不利な環境のもとにある子どもたちが、いきいきと過ごすことができる集団づくりや授業づくりに向け、子どもたちにつけたい力を明確にして、取組内容をより具体的で詳細に明示できるよう、中学１年生から中学３年生まで、学年ごとに作成した人権教育カリキュラムの点検・再整備を行った。

エ　進路保障をめざすキャリア教育

本校では、生徒一人ひとりが「なりたい自分」になるため、希望する進路実現を重要なテーマとして、指導や支援に力を注いでいる。しかし、教育的に不利な環境のもとにある子どもたちの中には、集団とのかかわりが困難で教室に入りにくかったり、授業や学習に対する意欲が持ちにくかったりする姿もある。生活の厳しさに向き合いながら、それを乗り越えていこうとするレジリエンスの力が高められていない現状や課題がそこにはある。

生徒一人ひとりが置かれた立場や状況は多様であるが、それぞれが出あう困難や厳しさを受け止め、たくましくかつしなやかに乗り越えていける力を身につけられるよう、本校では令和５年度よりレジリエンスを育む教育の取組を開始した。令和６年度は、ペアやグループワークに加え、生徒一人ひとりが自己の内面を深く見つめて綴る活動として自力ノートに日記を書く取組をスタートさせた。この活動から、それぞれの思いを語り合っていける言語活動にまで高まるよう、取組の充実を図った。

オ　教職員の資質向上

令和４年度作成の中学校区人権教育カリキュラムに加え、令和６年度作成した学年ごとの人権教育カリキュラムを活用した取組を効果的なものにしていくために、子どもの現状や課題を把握し、教職員間で共有することが重要である。そして、子どもたちにつけたい力を整理しながら、学校全体で組織的に取り組んでいかなければならない。

そこで、教育的に不利な環境のもとにある子どもとはどのような生徒か、また、教育的に不利な環境が具体的にどのようにその子に影響を及ぼしているかといったこと等について、全教職員の共通認識や共通理解を図る必要がある。実施する教職員研修として、人権学習の授業を公開し合うことを基本としながら、課題解決の手法について学ぶことや、レポートを通して生徒の理解を深めること、当事者を招聘して学びを深めること等、多様な切り口で学び合える機会を創出し、教職員一人ひとりの資質がより向上するよう取組を進めた。

②　「実践の理論的な検証・評価及び研究成果の普及、人材の育成」（人権教育セオライズ事業）

・県教育委員会は、研究指定校を所管する市町等教育委員会担当者と研究指定校の管理職・担当教職員を委員とする人権教育研究委員会を設置し、実践及びその成果・課題を検証・評価・整理するための会議と研修会等の会合を年４回持ち、人権教育の専門性を有する人材の育成を図った。
・実践及びその成果・課題を、森実さん（大阪教育大学名誉教授）による監修を受けながら、理論的に検証・評価・整理した。
・整理された実践及びその成果・課題を公開可能なものにまとめ、年度末に、「2025（令和７）年度人権教育研究推進事業　研究指定校実施報告集」（以下「実施報告集」）として県内すべての公立小中学校に送付し、県内の人権教育の充実を図った。
・令和７年６月に行った「人権教育推進管理職研修会」において、総合推進地域・研究指定校の実践報告等を行い、人権教育についての認識を深め、管理職としての指導力の向上を図った。また、令和７年６月～７月に行った「人権教育推進委員会等代表者研修会」においても、総合推進地域・研究指定校の取組方法や指導内容等を普及し、県内の人権教育の充実を図った。さらに、総合推進地域・研究指定校が見直しを図った人権教育カリキュラムを共有し、県内すべての公立小中学校の人権教育カリキュラムの内容の充実を図った。
・県教育委員会が作成した「人権意識についてのアンケート」を年２回実施し、設定した研究テーマや調査研究の内容等に照らして、その達成状況や取組の成果・課題について検証した。

〇実施方法

①　「一人ひとりの存在や思いが大切にされる『人権感覚あふれる学校づくり』」（人権教育研究指定校事業）

ア　日常的な「なかまづくり」の取組の充実

・レジリエンスを高めるための活動として、言語活動（生活を綴ったり、語り合ったりする活動）を大事にした取組を進めた。自力ノートに日記を書くにあたっては、自分自身のこと、家族・友だち・身近な人のこと、身のまわりの出来事を通じて感じたこと等のテーマをリストにし、子どもに提示した。帰りの会や総合学習、学活の時間を使って、書いたものをグループで語り合う時間を設定した。
・教科学習や特別活動等において、わからないことを「わからない」と言え、安心し

て学ぶことができるようなペア・グループ活動を継続実施した。
・伝えたいことを相手に理解してもらえるように伝えたりコミュニケーション力を身につけたりすることをねらいに、全学級で、朝や帰りの短学活の時間を利用して、ペアトーク、１分間スピーチの取組を継続実施した。

イ　個別的な人権問題を解決するための学習（人権学習）の充実
・教育的に不利な環境のもとにある子どもを中心にすえ、「①現状や問題を認識できる」「②問題の解決を自分の課題としてとらえられる」「③差別的言動を批判的にとらえられる」「④問題の解決に向けた展望を見出せる」の４つを取組の観点として人権学習を進めた。
・個別的な人権問題を解決するための学習については、生徒の人権意識や生活背景等を踏まえて、部落問題、障がい者の人権に係る問題、外国人の人権に係る問題を中核にすえた取組を進めた。特に部落問題については、正しい知識を身につけ、差別をなくす実践行動につながる意欲を高められるよう、明治から現在に至る近現代の学習を充実させ、差別の厳しさを知るだけでなく、差別をなくしていく展望につながる学習を行った。
・人権教育カリキュラムに沿って系統的・計画的に人権学習を実施するとともに、県教育委員会発行の人権学習指導資料『みらいをひらく』等を活用した実践を行った。
・個別的な人権問題の解決を自分の問題として考え、解決に向けた意欲と実践力を養うため、それぞれの人権問題に関わる被差別当事者との出会い学習を実施した。

ウ　人権教育カリキュラムの点検・再整備
・教育的に不利な環境のもとにある子どもの実態や課題を出し合い、それらが何に起因しているのかを議論し、「子どもにつけたい力」を人権教育カリキュラムに明記した。
・令和６年度に作成した学年ごとの人権教育カリキュラムを活用して、個別的な人権問題を解決するための学習を進めた。点検・再整備の際には、生徒が個別的な人権問題と自己との関わりやつながりが実感できるよう留意した。５月と１月に「人権アンケート」を実施して効果を検証した。
・各学年で履修する教科の学習内容や学年ごとの特徴的な行事による学びと、個別的な人権問題を解決するための学習を関連付けながら、教科横断的に学習するため、作成した学年ごとの人権教育カリキュラムがより実態に即したものとなるよう点検・再整備を行った。

エ　進路保障をめざすキャリア教育
・生徒が他者との関わりの中で、自尊感情を高めながら、さまざまな困難に直面してもしなやかに乗り越えていける力を身につけることは、学力を高め、希望する進路を実現させる土台となるものである。こうした力の育成に向けて、ペアやグループワークに加え、生徒が自己の生活を綴ったり、それを語り合ったりするような言語活動を実施した。
・偏見や差別等困難な状況にも屈することなく、自分らしくたくましく生きる人々の生き方に学ぶことで、自分の課題とかさねて自らの生活を見つめたり、自分の進路を切り拓くモデルとしたりすることをねらいとして、被差別当事者との出会い学習を実施した。

オ　教職員の資質向上

・「教育的に不利な環境のもとにある子どもとはどういった子どもか」や「教育的に不利な環境のもとにある子どもに焦点をあてた取組の重要性」等、人権教育を進めるための重要な視点について共通認識や共通理解を図るための研修を４月に実施した。
・教育的に不利な環境のもとにある子どもに焦点をあてたレポートを作成し、交流する中で、子どものとらえ方や必要な取組について学び合う研修を実施した。
・人権教育カリキュラムに基づく授業を公開し、校内および県内等の範囲で学び合う研修を実施した。
・大学教授や人権問題の解決に取り組んでいる人々を招聘して、個別的な人権問題に関わる認識や理解を深めたり、課題解決の手法を学んだりするための研修を開催した。６月は「みんなが幸せになるための人権学習～人権学習・集団づくり・授業改革がつながってこそ～」をテーマに研修を行った。８月は「自分にひきつける人権教育の進め方」をテーマに研修を行った。12 月は「無関心でいられても無関係ではいられない人権問題Ⅱ」をテーマに研修を行った。

②　「実践の理論的な検証・評価及び研究成果の普及、人材の育成」（人権教育セオライズ事業）

・研究指定校を所管する市町等教育委員会と研究指定校の管理職・担当教職員を委員とする人権教育研究委員会を設置し、実践及びその成果・課題を検証・評価・整理するための会議と研修会等の会合を年４回持ち、人権教育に関して専門性を有する人材の育成を図った。
・市町教育委員会と連携した訪問等により、各地域の実態に応じた学校・家庭・地域の連携を進めるための具体的な支援を行った。
・整理された実践及びその成果・課題を情報提供・公開が可能なものにまとめ、「実施報告集」として送付したり、各種研修会において活用したりすることによって、三重県内の人権教育の充実を図った。

〇検証・評価・改善・普及

＜三重県教育委員会＞

・人権教育研究委員会では、事業の実施に必要な研修及び情報交換を行うとともに、本事業において実践研究された取組を監修者のもと検証・評価するとともに理論的に整理し、広く情報提供・公開することを通して、今後の人権教育の推進に資するものとした。また、総合推進地域及び研究指定校間の教職員等の相互交流を図った。
・市町等教育委員会と連携・協働して取り組んだことにより、各市町において、取組の成果が反映された。今後も市町等教育委員会と連携・協力して取組を進めていく。
・整理された実践及びその成果と課題を「実施報告集」として県内すべての公立小中学校に配付し、各校の研修等での活用を促し、県内の人権教育の充実を図った。
・「人権教育推進管理職研修会」や「人権教育推進委員会等代表者研修会」において、総合推進地域・研究指定校の先進的な実践や人権教育カリキュラム等を紹介した。
・総合推進地域において構築された「学校・家庭・地域が一体となった人権教育推進体制」を活用し、地域の人々に人権尊重の意識を広めた。
・若手教職員による実践公開が多く行われ、県の課題である若手教職員の育成につながった。今後も「実施報告集」や県教育委員会が作成した人権学習指導資料等を活用し、若手教職員の育成につなげていく。

＜紀北町教育委員会・紀北町立紀北中学校＞

〇検証・評価・改善

・教育的に不利な環境のもとにある子どもを中心に、「学校には不安や悩みなど、困っていることを考えてくれる友だちがいる」という項目を比較分析し、子どもの変容を検証した。
・「人権意識についてのアンケート」を２回実施し、取組の検証・評価を行った。
・校内研修会において、事後協議での意見交換や実践交流をもとに、効果について検証し、改善につなげた。

〇普及

・人権教育カリキュラムに沿った人権学習の授業を県全域に公開するとともに、本調査研究を通じて得られた成果等について報告・発信した。
・紀北地域人権教育推進小中高等連絡会議（紀北町と尾鷲市の小学校、中学校、高等学校等の連携により実施）等において、本調査研究を通じて得られた成果等について報告・発信した。

〇成果

ア　日常的な「なかまづくり」の取組の充実

レジリエンスを高めるための活動として、日記の取組を進めた。そのなかに不安や悩みを書く子どもも出てきている。

（人権意識アンケート

「学校には､不安や悩みなど､困っていることについて考えてくれる友だちがいる」

前期 87.4%→後期 87.8%

「人権問題について友だちと共に考え、解決しようとしている」

前期 56.4%→後期 64.3%）

イ　個別的な人権問題を解決するための学習（人権学習）の充実

全学年が部落問題をテーマとした人権学習を行った。

１年生…「教育を受ける権利の保障」～教科書無償の運動～
２年生…自分自身を見つめよう～識字学級の取組から学ぶ～
３年生…すべての人が生きやすい社会をめざして～「統一応募用紙」制定の取組から学ぶ～

（人権意識アンケート

「部落問題が解決すべき問題として現在、存在していることを知っていますか」

前期 50.5%→後期 80.6%

「部落問題の解決には自分も関わりがあると思いますか」

前期 43.6%→後期 70.4%）

ウ　人権教育カリキュラムの点検・再整備

中学校区の人権教育カリキュラムをもとに､中学校の人権担当と小学校の６年生担任が集まって話をすることができた。３つの小学校が共通で学習することを確認し、特に６年生は人権学習の内容を合わせて実施した。中学校区の人権教育カリキュラムを見直し､子どもにつけたい力を明確にした学年別の人権教育カリキュラムを作成した。

（人権意識アンケート
「人権問題を解決するために、自分に何ができるかわかっている」
前期 60.2%→後期 66.3%）

エ　進路保障をめざすキャリア教育

生徒が自己の生活を綴ったり、それを語り合ったりする言語活動を全学年で行った。「綴る」取組を継続することで、自分の悩みや家族のことを綴ったり、今まで誰にも話したことがなかったことを担任に話したりする姿も見られるようになった。また、反差別の生き方をしている人との出会いを通して、自分を振り返り「学んだことを伝えていくこと」「これからも人権について学び続けていくこと」を確認することができた。

（人権意識アンケート
「自分には、よいところがある」　前期 76.8%→後期 80.6%
「自分の意志で、自分のことを決めている」　前期 94.7%→後期 96.9%）

オ　教職員の資質向上

「教育的に不利な環境のもとにある子ども」を中心に据えたレポートや指導案を作成することで、子どもが置かれている状況や背景について理解しようとする教職員が増えた。教育的に不利な環境のもとにある子どもを中心に据えることで、子どもの実態に合ったためあてや発問になるよう意識するようになった。

また、個別的な人権問題に関わる認識や理解を深め、教職員自身の人権感覚を磨くための研修に積極的に参加した。

〇課題

ア　日常的な「なかまづくり」の取組の充実

不安や悩み、生きづらさを含めた日々のくらしを日記に書きだし、それらを紹介し合うことはどの学年も行ったが、語り合うまでは進んでいない。まずは誰か一人でも話ができる友だちに不安や悩みを話していけるような「なかまづくり」を今後も意識して、日常的な取組をしていかなければならない。

イ　個別的な人権問題を解決するための学習（人権学習）の充実

部落問題について、正しい知識を身につけ、差別をなくす実践行動につながる意欲を高められるよう、３学年とも明治から現在までに至る近現代の学習を進めたが、差別の厳しさを知ったうえで差別をなくしていく展望につながる学習を進めていかなければならない。

また、題材と子どもをどう結びつけるかも課題である。

ウ　人権教育カリキュラムの点検・再整備

中学校区の人権教育カリキュラムを見直していく中で、小中の連携を深めることができたが、人権教育カリキュラムは子どもの実態に応じて見直していく必要があり、継続して議論を進めていかなければならない。学年別の人権教育カリキュラムについては、子どもにつけたい力を明文化し、子どもの姿から出発する人権教育カリキュラムの見直し・点検を年間を通して行っていく。

エ　進路保障をめざすキャリア教育

子どもが他者とのかかわりの中で、さまざまな困難に直面してもしなやかに乗り越えていける力を身につけることは、学力を高め自分の進路を切り拓く土台となる。

特に、教育的に不利な環境のもとにある子どもが自信を持って進路選択を行っていくために、子どもが自己の生活を見つめたり、それを語り合ったりするような言語活動を今後も取り入れていく。

オ　教職員の資質向上

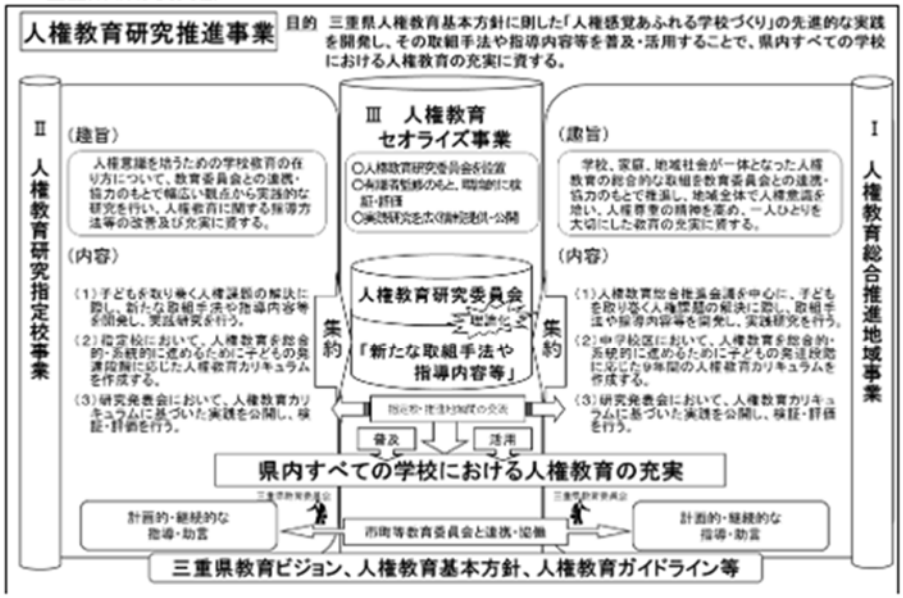
教育的に不利な環境のもとにある子どもについては、昨年度の反省を活かし校内研修で交流し全教職員で共通認識を図った。「教育的に不利な子どもとはどういった子どもか」や「教育的に不利な環境のもとにある子どもに焦点にあてた取組の重要性」を今後も確認し、取組を進めていく。

５．人権教育にかかる年間指導計画

時　期	内　容	備　考
４月	・学級目標決定、生徒会レクリエーション（なかまづくりの取組）	（全学年）
５月	・ピンクシャツ運動（生徒会主催）	
	・第１回「人権アンケート」実施	（全学年）
６月	・学年別キャリア教育（働く人々の姿から学ぶ） １年生：水産教室、２年生：職場体験学習、３年生：修学旅行	＊子ども支援ネットワーク活動等
７月	・人権トーク・ライブ、人権作文の取組	（全学年）
	・１学期の（人権）学習活動の振り返り	（全学年）
８月	・人権ポスターの取組	（全学年）
10 月	・体育祭〔10 月〕に向けた取組	（全学年）
11 月	・文化祭〔11 月〕に向けた取組	（全学年）
	・ピンクシャツ運動（生徒会主催）	
	・学年別防災学習（なかまとともに課題を解決する）	＊子ども支援ネットワーク活動等
12 月	・２学期の（人権）学習活動の振り返り	（全学年）
	・第２回「人権アンケート」実施	（全学年）
１月	・個別的な人権問題に関わる講演会（出会い学習）	（３年生）
２月	・紀北中学校区人権フォーラム	（中２・小６）
３月	・１年間の（人権）学習活動の振り返り	（全学年）

６．推進体制（都道府県・指定都市教育委員会等を含む）

＜三重県教育委員会＞



＜紀北町教育委員会・紀北町立紀北中学校＞

